

平成23年4月13日

関係者 各位

双葉繊維工業株式会社

代表取締役 田中 秀和

民事再生手続開始の申立てに関するお知らせ

太田双葉カントリークラブ（以下「当クラブ」といいます。）を運営する弊社は、本日、東京地方裁判所に対し、民事再生手続開始の申立てを行い、同時に、同庁より保全処分（弁済及び担保提供の禁止）及び監督命令が発令されました（添付書類／保全処分・監督命令）。

当クラブは、昭和49年10月のオープン以来、会員の皆様方にプレーを楽しんでいただけよう鋭意経営努力を重ねてまいりましたが、今般、このような事態となり、関係者の皆様には多大なご迷惑をお掛けするところとなりましたことを、深くお詫び申し上げます。

今後につきましては、民事再生手続開始決定を受けた上で、監督委員による監督の下、全社一丸となって全力を尽くして参る所存でございますので、何卒、弊社の再建に向けて格別のご理解とご支援を賜りたく、心よりお願い申し上げます。

なお、会員の皆様には、民事再生手続開始後も従前どおりプレーを継続していただくことができますが、会員権の名義変更につきましては、しばらくの間停止させていただきます。どうぞご了承ください。詳しくは、別途弊社ホームページに掲載致しますFAQをご覧ください。

なお、本件に関するお問い合わせは、次の【問合先】までお願い申し上げます。

【問合先】

TEL 0276(37)1511（受付時間：午前9時から午後5時まで）

FAX 0276(37)1025

以上

添付書類

- 1 保全処分（写し）
- 2 監督命令（写し）

平成23年(再)第28号

決 定

群馬県太田市西長岡町1524番地
再生債務者 双葉繊維工業株式会社
代表者代表取締役 田中 秀和

主 文

再生債務者は、下記の行為をしてはならない。

記

平成23年4月12日までの原因に基づいて生じた債務(次のものを除く。)の
弁済及び担保の提供

租税その他国税徴収法の例により徴収される債務

再生債務者とその従業員との雇用関係により生じた債務

再生債務者の事業所の賃料、水道光熱費、通信に係る債務

再生債務者の事業所の備品のリース料

平成23年4月13日

東京地方裁判所民事第20部

裁判長裁判官 鹿子木 康

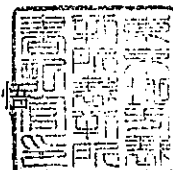
裁判官 住友隆行

裁判官 鈴木義和

これは謄本である。

同日同庁

裁判所書記官 吉田真



決 定

群馬県太田市西長岡町1524番地
再生債務者 双葉繊維工業株式会社
代表者代表取締役 田中 秀和

主 文

- 1 双葉繊維工業株式会社について監督委員による監督を命ずる。
- 2 監督委員として、次の者を選任する。
東京都新宿区新宿1-9-3 NBKビル8階
濱田・水澤法律事務所
弁護士 水澤 恒男
- 3 監督委員は、再生債務者が、民事再生法120条1項に規定する行為によって生ずべき相手方の請求権を共益債権とする旨の裁判所の許可に代わる承認をすることができる。
- 4 再生債務者が次に掲げる行為をするには、監督委員の同意を得なければならない。ただし、再生計画認可決定があった後は、この限りでない。
 - (1) 再生債務者が所有又は占有する財産に係る権利の譲渡、担保権の設定、賃貸その他一切の処分(常務に属する取引に関する場合を除く。)
 - (2) 再生債務者の有する債権について譲渡、担保権の設定その他一切の処分(再生債務者による取立てを除く。)
 - (3) 財産の譲受け(商品の仕入れその他常務に属する財産の譲受けを除く。)
 - (4) 貸付け
 - (5) 金銭の借入れ(手形割引を含む。)及び保証
 - (6) 債務免除、無償の債務負担行為及び権利の放棄
 - (7) 別除権の目的である財産の受戻し
 - (8) 事業の維持再生の支援に関する契約及び当該支援をする者の選定業務に関する契約の締結
- 5 再生債務者は、平成23年4月13日以降毎月末日締切りにより、再生債務者の業務及び財産の管理状況についての報告書をその翌月10日までに当裁判所及び監督委員に提出しなければならない。
ただし、再生計画認可決定があった後は、この限りではない。

平成23年4月13日

東京地方裁判所民事第20部

裁判長裁判官 鹿子木 康

裁判官 住友 隆行

裁判官 鈴木 義和

これは正本である。

同日同庁

裁判所書記官 吉田 真

